

令和元年（フ）第8370号

令和7年7月9日

破産法第157条の報告書（第10回）

東京地方裁判所民事第20部合議係 御中

破産者株式会社ビットマスター

破産管財人弁護士 伊 藤 尚

同代理 弁護士 佐々木 英 人

同代理 弁護士 藤 松 文

同代理 弁護士 辛 川 力 太

同代理 弁護士 上 坂 望

前回の財産状況報告集会（令和6年11月13日開催）以降に破産管財人が行った破産管財業務の概要と、今後行う予定の破産管財業務は、以下のとおりである。

1 債権調査

本件では、一般調査期日の終了後に破産債権届出書が破産管財人宛てに提出されていた（計9件、届出金額合計283万5498円）。

本件では既に債権調査期日は終了し、債権認否を終えており、その後に届出をしても、破産法の規定により、債権者の帰責事由のない事情によって届出が遅れたが、その事由がなくなってから1か月以内に届出している場合でないと、特別調査期日を開いて債権調査の対象とすることはできないところ、これらの届出9件について、令和7年2月17日、東京地方裁判所により、いずれの届出も法の定める要件を満たした事情はないとして、債権届出が却下された。

2 税務申告

破産者は毎年2月末日が決算期であるので、当職は、税務申告期限内である4月11日に、破産者につき税務申告をし、地方税の均等割りを納付した。

3 MTGOXに対する債権の回収

破産者は、再生債務者株式会社MTGOX（東京地方裁判所平成29年（再）第35号）に対し、再生債権を有していた。

この債権に対する再生計画案に基づく弁済期限は、何度か再生管財人の事務処理の都合から延期されていて、その支払を待っていたが、令和7年3月12日、244,558,303円の回収を受け、これにより同社からの債権の回収は終了した。

4 破産者が保有しBME Xに管理を委託していたビットコイン（1651BTC）の探索

破産者が破産者BME Xに預けていたビットコインのうち、レジャーナノ端末2本に紐付くウォレットに格納されていたとされる合計約1651BTCについては、引き続き捜査機関の捜査への協力を行っているが、特段の進展の報には接していない。この件については、現状、判明の目途が立たない。

5 BME Xについて【破産手続中】

破産者は、破産者BME Xに対し、貸付金債権と、同社に預けた（経理処理上は貸し付けた）仮想通貨の返還請求権を有している。¹

BME Xについては、令和3年10月6日、東京地方裁判所において破産手続開始決定が下され、当職が破産管財人に選任された。

BME Xの資産であるビットコイン73BTCについても、その所在が判明しない状況にあり、当職はその探索をビットコインの専門事業者に依頼して行ったが、解明できていない。ビットマスターの案件と同様に、警察に協力を要請しているが、特段の進展の報には接していない。

その他には同社にはめばしい資産が見当たらないため、今後、ビットコインの探索が成功しない場合、BME Xの破産手続の財団は僅少であるため（40万円程度の預金しかない。）、その破産手続から破産者の債権について配当を受けることは見込めないのが現状である。

6 中間配当手続

（1）前回集会での中間配当の予告

当職は、前記3の債権の回収時期が未確定であり、残った前記4と前期5の進展の見込みも立たなかったため、前記3記載のMTGOXに対する債権の回収を受ける前の時点（令和6年11月13日）に開催された前回の財産状況報告集会において、その時点で存する財団資金を用いて、債権者に対し中間配当を行う旨を予告した。

（2）中間配当の許可

その後、当職は、中間配当の準備を進めて、令和7年2月21日、配当率3%の中間配当をすることについて裁判所の許可を取得し、同年3月11日にその旨の官報公告を経た（なお、その翌日の同年3月12日に、3の債権の回収ができるに至ったことは前記のとおり。）。

¹ ①貸付金 67,500,000 円、②預けたビットコイン 1868.45844887BTC、③イーサリアム 50.0ETH、④ライトコイン 50LTC

(3) 中間配当通知の発送

ア 中間配当通知の発送

中間配当の許可を受けて、当職は、令和7年4月から、債権者（会員債権者18915名、会員以外の債権者13名）に対して順次中間配当の通知の発送を開始した。

この発送は、事務手続上2万通近い量の発送を一度では行えないため、週ごとにずらして毎週約2500通ずつ、5月末頃まで連続して発送した。

イ 相続や姓の変更等の届出ある債権者への発送

なお、上記中間配当通知の発送前の時点までに、会員が死去して相続が開始しているとの届出があった債権者や、会員について姓の変更がある旨が届け出られていた債権者があり、その数は約250件に及んでいた。

これらの債権者については、相続関係や姓の変更を証明する戸籍抄本等の公的な証拠の提出を求めて確認しないと、正確な債権者を認識することができない。そこで、個別に通知を送って証拠類の追完を求め、それが届いた債権者については、相続により債権を正当に承継していること、あるいは姓が違って同一人物であることの確認を経たうえで、令和7年6月に入って中間配当の通知を発送した。

他方、当職から公的証拠の提出を求めてもこれに応じてこない者も多く、これらについても遅れて中間配当の通知は送ったが、その中間配当金の送金は、当職が求めた証拠の提出とその確認を経て以降となる予定である。

ウ 中間配当通知が不送達になった債権者

なお、上記アで発送した中間配当通知のうち約1割、2000通程度は、債権届出記載の住所に発送したものの、宛て処に尋ね当たらないとして封書が届かず、返送されてきている。

これらについては、転居したり、結婚等で姓が変わったり、亡くなって相続が起きていたりしていることが想定される。

そこで破産管財人ホームページにおいて、住所や姓を変更した方や相続が生じた方は、破産管財人のホームページに掲載した書式を用いて、住所変更届や姓の変更届出、相続の届出等と、それを証明する戸籍等の公的書類の写しを同封して破産管財人事務所に送付されたいとの告知を掲載しており、これを受けて、この関係の問合せが引きも切らない状況である。

(4) 振込口座の指定書の返送

上記の中間配当の通知に、振込口座の指定書を同封して、6月10日まで（（3）のイの債権者については7月10日まで）に振込口座を記載して提出するように求めた。

その結果、会員債権者からは、締め切りまでに約12300通の返送があり、会員以外の債権者からは1件を除いてすべての債権者からの返送が

あった。この約12300通の返送書類をチェックしたところ、10640件については不備がなかったので、次項の中間配当金の送金に進んだ。

(5) 中間配当金の送金

当職は、6月10日の締め切りまでに適式の記載不備等のない振込口座の指定書を送付してきた債権者10,640件について、令和7年7月4日、中間配当金の送金を行った（送金手数料は破産財団の負担とした。）。

なお、

- 必要な記載事項に漏れがあるなど、送金口座の指定書の記載に不備のある者、
- 債権者とは違う別人名義の口座への送金を求める者（代理人弁護士の口座は可）、
- 口座番号等が銀行で事前調査をしても該当しない者（130件ある。）

など、不備のある債権者や何らかの審査を要する債権者が約1800件あり、これらに対する送金は、令和7年7月4日には行えないので、これらの不備の補正や検討が済んでから、次項の（6）の送金手続となる。

また、前記（3）のイやウの中で、証拠の追完や住所変更の届出をしてきた者などについての送金も、同様の確認が済んでから（6）にて行うことになる。

(6) 中間配当金の送金2回目（追完終了者分の送金）

以下の債権者について、中間配当金の送金（追完終了者分の送金）を、本集会から約1か月から2か月程度後（9月か10月。詳しくは未定。）に行うことを予定している（事務処理の都合から、時期は変動する可能性があるので、確定ではない。また、件数によっては、2度に分ける可能性もある。）。

ア 会員債権者のうち、法人名義での届出をしていて認められた者への送金（数百件ある。事務手続のシステムの都合上、7月には送金ができなかったもの。）。

イ 住所変更、姓の変更、相続等があり、その変更届出等を提出し、それについての証拠を提出した債権者。

ウ 口座の指定書の記載に不備があったが、それを補正した債権者。

(7) 補正等が（6）の追完終了者分の中間配当金の送金に間に合わなかった債権者と、通知が届かず返送されてきていて行方が知れない債権者について

これら補正等を期限までにしなかった債権者や、中間配当通知が届かず移転先も知れない債権者等については、中間配当は行わず、その配当金は財団に取り置いて、後日最後配当を行う際までに証拠の追完や適式の補正が整えば、最後配当金と中間配当予定額とをあわせて送金することになる可能性がある。

5 破産財団の現状と今後の進行

(1) 破産財団の残高

前記中間配当金を支出する前の時点（令和7年6月27日時点）での財団の保有残高は、660,326,449円である（添付の収支計算書参照）。

ここから、

- ① 中間配当金 315,443,749円（債権届出が認められたすべての債権者に対して配当することが必要な費用の合計額。振込手数料約600万円を含む。）と、
- ② 中間配当に必要な事務委託費用、配当通知の郵送料、印刷代、システム改修費用、振込口座指定書知の返送用封筒の着払いの郵送料、振込送金手数料などの費用

を引くと、財団には、概算344,882,700円が残る見込みである。

(2) 破産者の負う債務

財団債権

本報告書の作成基準日までに把握した全ての財団債権者について、支払を完了している。

優先的破産債権

存しないものと思われる。

普通破産債権（本報告書の作成基準日である令和7年6月27日時点）

当職が債権調査期日において認めた債権者は以下のとおり。

会員債権者	18,806件	102億1405万8796円
（1件、債権放棄があったので、前回より減っている。）		
一般債権者	13件	9281万5346円
合計	18,819件	103億0687万4142円

劣後的破産債権

破産手続開始後の遅延損害金等を除いて、存しないものと思われる。

6 今後破産管財人が行う主な業務

残る業務は、

- ① 破産者が保有しBME Xに管理を委託（経理上の処理は貸付け）していた約1651BTCのビットコインの探索と換価可能性の見極め
- ② 破産者が貸付けを行っていたBME X社からの破産手続による回収のみとなった。

しかし、これらについて、破産管財人として行いうる解明作業は技術的に既になく、警察から何らかの解明がされたとの通知に接しない限り破産管財人の処理としても進展は見込めないところであり、そのような動きが今後あるかは不明である。

そこで破産管財人としては、本件は、令和元年の破産手続開始決定から既

に6年を経過していて、その余の処理はすべて終了したので、破産管財事件としては本件はここで最後配当を行って終結することとしたい。

そして、今後、もしも何らかの進展が生じて、①や②について進展があり、債権者に追加配当ができるだけの財団が形成されたときには、追加配当を行うこととしたいと考えている（その見込みは今のところ立っていないことは前述のとおりである。）。

なお、最後配当率（中間配当の後にそれに加えて、さらに何%配当ができるか）は未定である。

参考までに、前記のとおり、中間配当後に、財団には概算
344,882,700円が残る見込みである。

そして、最後配当をするには、最後配当通知の印刷費用、発送費用、振込用データの作成費用等の破産管財事務費用を支出する必要がある。

最後配当の配当率と配当額は、これらの支出を予算として見こんだうえ、追って決定し、裁判所の許可を得たうえで、配当が可能となった場合に、再度通知を発する予定である（住所変更等があったときは、破産管財人ホームページの書式を用いて、お知らせ願いたい。）。

以上

【 破 産 】 貸 借 対 照 表
(令和7年6月27日現在)

単位:円

資産の部				負債の部				
番号	科目	評価額＝財団 組入(見込)額	備考	番号	科目		金額	備考
1	現金及び預金	137,042		1	財団債権	公租公課	1,489,059	
2	有価証券	274,266,300		2	"	労働債権	858,000	
3	商品	0		3	優先債権	公租公課	0	
4	前渡金	0		4	"	労働債権	0	
5	短期貸付金	42,047,000	注1	5	一般債権	会員以外の一般債権	92,815,346	
6	立替金	未定	注1	6	"	会員債権	10,214,058,796	
7	未収入金	23,466						
8	仮払金	259,724						
9	前払費用	22,960						
10	預け金	111,243,177						
11	仮想通貨	71,584,266						
12	建物付属設備	0						
13	構築物	0						
14	機械装置	875,090						
15	車両運搬具	3,742,964						
16	工具・器具	未定						
17	少額資産	0						
18	什器備品	0						
19	土地	27,000,000						
20	ソフトウェア	未定						
21	営業権	0						
22	電話加入権	0						
23	投資有価証券	7,010,000	注2					
24	出資金	519,340						
25	長期貸付金	未定	注1					
26	保険積立金	862,863						
27	敷金	368,000						
28	保証金	0						
29	MTGOXに対する債権	250,929,898	注3					
		790,892,090					10,309,221,201	

注1 BMEXに対する債権についてのみ処理未了

注2 実在しない可能性が高い会社の株式を購入させられたとして、同社株式の購入を勧めた関係者に対し不当利得返還請求等の訴訟を提起し、700万円の支払いを受ける内容の和解が成立した。収支計算書では「15 和解金」に計上している。

注3 簿外のMTGOXに対する債権。全額入金を得た。

財 産 目 録
(令和7年6月27日現在)

単位:円

番号	科目(内訳)	簿価(開始決定日 時点試算表記載額 ※1)	評価額=財団 組入(見込)額	処理 完了 ○印	備考
【流動資産】		6,005,163,793	499,583,935		
1	現金及び預金	93,220	137,042		ゆうちょ銀行(93,220)・鹿児島相互信用金庫(43,822)解約。
2	有価証券	102,520,224	274,266,300		
2-1	DMG Blockchain Solutions Inc.	50,616,634	274,266,300		※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各300万株
2-2	DMG Blockchain Solutions Inc.	51,903,590			※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各40万株
3	商品	8,280,797	0		
3-1	仮想通貨事業	1,867,881	0		※3 パンフレット。資産性なし。
3-2	印鑑等事業	6,412,916	0		※4 印材など。火災により損傷したため、資産価値なし。
4	前渡金	500,000	0		※5 ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。
5	短期貸付金	5,589,748,580	42,047,000		
5-1	株式会社BMEX	123,261,515	破産手続中	○	※6 BMEXには長期貸付金もある。BMEXは破産申立てを行った。
5-2	株式会社24PICKS	300,000	20,297,000		※7
5-3	株式会社24PICKS①	10,000,000			
5-4	株式会社24PICKS②	269,459,700			BTC貸付(300BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-5	株式会社24PICKS③	2,335,317,400			BTC貸付(2600BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-6	株式会社24PICKS④	314,369,650			BTC貸付(350BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-7	株式会社24PICKS⑤	300,000,000			
5-8	株式会社24PICKS⑥	500,000,000			
5-9	株式会社24PICKS⑦	400,000,000			
5-10	株式会社24PICKS⑧	200,000,000			
5-11	株式会社24PICKS⑨	404,189,550			BTC貸付(450BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-12	株式会社24PICKS⑩	234,360,000			
5-13	D	6,500,000	500,000		※24 試算表上の表記とは異なるが、実際にはD氏への貸付。50万円で裁判上の和解成立。
5-14	D	500,000			
5-15	F(BTC)	175,385,513	判決取得し破産開始したが、異時廃止で終了		※22 BTC貸付(177.6266BTC)。1BTC=987,383円
5-16	F(BCH)	25,270,873			※22 BCH貸付(1028.4BCH)。1BCH=24,573円
5-17	F(現金)	6,557,174			※22
5-18	クリストファー・フィリアトロ	25,308,316	0		※8
5-19	クリストファー・フィリアトロ	103,807,182	0		※8
5-20	G	50,673,576	13,000,000		1300万円で裁判上の和解成立。
5-21	Q	10,000,000			
5-22	H	50,150,000	判決取得し破産開始したが、異時廃止で終了		※23 試算表上の表記とは異なるが、実際にはH氏への貸付。
5-23	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	30,000,000	0		※9
5-24	I	5,000,000	3,000,000		300万円で裁判上の和解成立。
5-25	西美恵子	5,000,000	5,000,000		回収済み。
5-26	J	2,340,000	0		※10 退職金債権などで相殺し、残額は無し。
5-27	K	1,351,723	0		生活状況聴取等の結果、回収は困難と思料する
5-28	L	547,050	250,000		残金は407,050円。和解により25万円の入金を得て残額放棄。
5-29	O	99,358	0		時効が成立し、時効主張されているため請求できない。
6	立替金(BMEX)	79,200	破産進行中	○	※11 BMEXへの請求分。BMEXは破産申立てを行った。
7	未収入金	94,894,269	23,466		
7-1	仮想通貨事業	94,520,175	0		※12 貸付金の利息の未収分。
7-2	印鑑等事業	374,094	23,466		主にBMEXとN氏からの未収分(107,714円⇒23,466円回収)
8	仮払金	17,282,718	259,724		
8-1	クリストファー・フィリアトロ	10,000,000	0		※13
8-2	クリストファー・フィリアトロ	4,654,746	0		※14
8-3	M	500,000	0		生活状況聴取等の結果、回収は困難と思料する
8-4	その他①	890,000	259,724		30万円以下。合計7名。 1名から150,000円、1名から109,724円回収。
8-5	その他②	1,237,972	0		申立代理人へ普通預金振替分。資産性なし。
9	前払費用	3,346,525	22,960		
9-1	仮想通貨事業	3,323,565	0		※15 資産性なし。
9-2	印鑑等事業	22,960	22,960		プリウスリサイクル料(プリウス売却時に返金を受ける)
10	預け金	115,505,205	111,243,177		申立代理人への預け金(引継予納金)
11	仮想通貨	72,913,055	71,584,266		※16 62.58217569BTC、154.63938948BCHを引継ぎ。裁判所の許可のもと売却済みである。
【固定資産】		2,013,454,812	291,308,155		
12	建物付属設備	1,836,219	0		資産性なし。
13	構築物	759,834	0		資産性なし。

14	機械装置	166,753,355	875,090	※17 カナダDMGに置かれているマイニング機器1100台
15	車両運搬具	3,558,842	3,742,964	※18 トヨタプリウス2台売却済み
16	工具・器具	805,056	0	パソコン3台廃棄済み
17	少額資産	64,468	0	資産性なし。
18	什器備品	15	0	資産性なし。
19	土地	35,251,601	27,000,000	駐車場：鹿児島市薬師1-20-18 売却
20	ソフトウェア	10,100,236	0	※19 仕掛中のシステム(資産性なし)
21	営業権	68,392,505	0	資産性なし。
22	電話加入権	696,470	0	資産性なし。
23	投資有価証券	31,000,000	7,010,000	
23-1	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	1,000,000	10,000	※20 非上場。1万株(発行済株式数9万株)。
23-2	Riken Holdings HK Ltd	30,000,000	7,000,000	※21 非上場。西氏名義
24	出資金	1,020,000	519,340	
24-1	鹿児島相互信用金庫	20,000	19,340	振込手数料660円が差し引かれている。
24-2	鹿児島信用金庫	500,000	500,000	回収済み。
24-3	株式会社プライムビット	500,000	0	平成29年3月31日解散、令和元年5月15日清算終了。
25	長期貸付金	1,690,422,188		
25-1	株式会社BMEX	1,690,422,188	破産手続中	○ 会員からの預かりビットコインの貸付け(1548.55844887BTC)。BMEXは破産申立てを行った。
26	保険積立金	802,723	862,863	保険解約返戻金。回収済み。
27	敷金	1,768,000	368,000	
27-1	西美恵子	1,400,000	0	火災による片付費用の立替金との相殺により残額ゼロ。
27-2	大見商事	165,000	165,000	回収済み
27-3	Regus	203,000	203,000	火災後の臨時賃借物件の保証金(1回目の差入分)
28	保証金	223,300	0	火災後の臨時賃借物件の保証金。2回目は代表者個人の差入。
29	MTGOXに対する債権	簿価無し	250,929,898	※25
	合 計	8,018,618,605	790,892,090	

※ 財団組入額には破産後に入金された賃料や利息等を含まない。

負債の部

債権の種類別	内訳	件数	金額内訳	備考
財団債権	公租公課	3	1,489,059	延滞税減免あり。全額支払済み
	労働債権	6	858,000	総額1,305,000円から相殺主張額(447,000円)を控除。全額支払済み
優先債権	公租公課	0	0	
	労働債権	0	0	
一般債権	会員以外の一般債権	13	92,815,346	管財人が認める額を記載
一般債権(会員)		18,806	10,214,058,796	管財人が認める額を記載
合計		18,828	10,309,221,201	(支払済みの財団債権を含む額)

※ 一般債権については管財人が認める額を記載している。

【注記】

1	本財産目録は、破産者が作成していた開始決定日現在の試算表を元に作成している。仮想通貨は円評価した額が記載されているが、用いるレートが項目により異なり統一されていない点にご留意いただきたい。
2	破産者は、カナダでマイニング事業を行うDMG Blockchain Solutions Inc.(カナダ法人)に2回に渡り出資をしたとされる(ビットコインによる出資)。1回目は約7500万円分のビットコイン(約1087.75BTC)を2回に分けて送金し、西氏、古里氏、クリストファー・フィアトロ氏(通称クリス氏)の名義で各300万株の付与を受けた。2回目は約1億5500万円分のビットコイン(約552BTC)を2回に分けて送金し、西氏と古里氏名義で各40万株、クリス氏名義で160万株が付与された(1回目の送金時に比べ2回目の送金時のBTCレートは約4倍となっていた)。資金の拠出は破産者が行っているにも関わらず、株式が個人名とされている理由は不明である(当時はクリス氏が窓口を行っていた)。2-1は、1回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(300万株)については後記注8参照。2-2は、2回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(160万株)については後記注8参照。2-1、2-2記載の有価証券の売却は完了し、2021年11月11日に金274,266,300円の入金を得ている。
3	パンフレット簿価910,881円。火災により廃棄済み。なお、試算表に記載された残りの957,000円分もパンフレットであるが、この分は発注したものの納入未了であり、実際には存在しない。
4	印材、印鑑ケース、浄水器のカートリッジなど。火災により損傷したため、資産価値なし。
5	ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。ブロックチェーン・ネクストの状況については、後記注9参照。
6	BMEXには長期貸付金もある。短期貸付金には、50ETH、50LTC、18.9BTCを円換算したものが含まれている。BMEXは自己破産申立てを行った。
7	破産者は、マイニング機器の開発を行うB社に投資しようとしたが、同社より、連鎖販売事業を行っている破産者から投資は受けられないと言われた。そのため、破産者から24PICKSに貸付けをして、同社がB社に投資等を行った。24PICKSの主な資産であるB社株式は金2000万円で売却された。その他、チップ在庫は金29万7000円で売却された。それにより、合計金2029万7000円を回収した。その後、24PICKSについては、令和2年11月9日に破産手続開始決定がなされ、配当はなく、令和3年2月10日に異時廃決定がされて同社の破産手続は終結した。これにより、残額の回収不能が確定した。
8	5-18と5-19は、クリス氏への短期貸付金として計上されているが、前記注2のとおり、同氏に対する同氏名義とされているDMG株式(300万株と160万株の合計460万株)の返還請求権(名義書換請求権)である可能性があると言われていたが、カナダの弁護士にも法的な調査を依頼し、立証可能性や回収活動費用等を勘案し、協議した結果、回収は困難とみられるため回収を断念した。

9	破産者は、フィリピンで事業展開するにあたりJunca Philippines Inc.と直接契約をする予定であったが、連鎖販売取引を行っている破産者とは契約できないと言われた。そこで、破産者からブロックチェーン・ネクストに依頼し、破産者から同社に3000万円を貸付け、同社からJunca Philippines Inc.に3000万円を送金した経緯がある。直近におけるブロックチェーン・ネクストの収入の大部分は破産者からの業務委託料であったが、破産者の手続開始によりその収入がなくなっている。ブロックチェーン・ネクストが保有する主な資産はJunca Philippines Inc.への上記出資金であり(出資なのか貸付なのか契約書上も明確ではない)、Junca Philippines Inc.からは、当該資金は返還が予定されない性質の資金である旨の回答がなされている。契約書や上記経緯の精査及びブロックチェーン・ネクストから開示を受けた資料によると、回収は困難とみられるため回収を断念した。
10	出張旅費立替費用(574,506円)、解雇予告手当(600,000円)、退職金(360,000円)、破産者預かりBTC(2.6214BTC。円換算すると金213万0411円)の相殺主張がなされているため、残額はゼロとなる。
11	イタックス株式会社への派遣料のうちBMEXの業務を行っていた人の派遣料分(BMEXへの請求分)。契約者は破産者だが、一部BMEXの業務を行ってもらっていた。そのため、その人員の派遣料分をBMEXに請求することになる。
12	貸付金に付される利息の未収分(BMEX、24PICKS、I氏、ブロックチェーン・ネクスト、J氏、Q社)
13	破産者がカナダBMから仮想通貨事業の事業譲渡を受けるにあたり、事業譲渡実行の2年ほど前に、金1000万円がカナダBMから代表であるクリス氏に支出された(カナダBMの帳簿に仮払金として計上)。その後、カナダBMから破産者への事業譲渡の際に、この仮払金請求権が譲渡資産の一部とされて移転された。これにより、破産者は、クリス氏への上記仮払いに基づく債権の譲渡を受けており、当該1000万円の返還を求める返還請求権が存するという。上記8と同様、回収は困難とみとめられるため回収を断念した。
14	BMEXで仮想通貨取引業の申請をした際に、BMEXの決算書を当局に提出したが、その際に当局から、決算書に残っていたクリス氏への仮払金を消す必要があると指摘された。そこで、BMEXからクリス氏への仮払金をクリス氏に代わり破産者がBMEXに立替払いをした。これにより、破産者からクリス氏に対し、かかる立替払いに関する求償債権が存在しているとされる。上記8と同様、回収は困難とみとめられるため回収を断念した。
15	3,000,000円は申立代理人への申立費用の予納(資産性なし)。残り323,565円は、破産開始日(2019年11月22日)が含まれる2019年11月分の家賃及び駐車場代の前払い分であり、資産性なし。
16	仮想通貨について開始決定日現在の簿価として記載した金額は、破産者において、破産直前に申立代理人にBTCを預けたときのBTC相場価額をもとに円換算して元帳に計上したことに依拠している。元帳の記載によれば、BTCは3回に分けて預託されて、うち48.4152BTCは1BTC=1,208,427.97円、2.023BTCは1BTC=1,011,968.36円、12.2307BTCは1BTC=878,999.97円で計算されている。なお、BCHは1回の預託で、154.64BCH[1BCH=10,403.36円]で計算されている。なお、申立代理人から破産管財人に引き継がれた仮想通貨の数との間に若干の差があるのは、ウォレット間の移動による手数料が差し引かれているためである。
17	破産者がカナダDMGから総額193万1668米ドルで購入し、同社施設に設置しているマイニング機器1100台。稼働が可能な状態にあるものはこのうち600台。中古品であるため、高い金額での買い手を探することは困難であり、最終的にカナダDMGに対し金876,590円で売却した。なお、送金手数料1500円を差し引いた金875,090円が入金された。
18	トヨタプリウス2台売却済み(リサイクル料22,960円を控除し、ウェルカムサポート返金35,964円を追加)
19	破産者が外部業者にシステム開発を依頼し前金を支払っていたが、完成前に破産したため開発ができなかったもの。仕掛中のシステムの売却又は前金の返還を求めて協議しているが、契約書や経緯を精査した結果、債権として回収を求められる性格はないものとみられた。
20	ブロックチェーン・ネクスト設立時には破産者との資本関係はなかったが、その後株主のひとりから株を手放し資金化したいとの相談が寄せられ、破産者で株式を買い取った(1万株を100万円で購入)。発行済株式9万株のうちの1万株。非上場株式であり、かつ全体の9分の1の株式に過ぎないため、売却先を見つけるのは困難であったが、1株1円(合計1万円)で購入する先が見つかったため、裁判所の許可を取得して譲渡し、令和4年11月8日に1万円が入金された。
21	西氏名義で100株存在しているが、その取得費用3000万円は破産者が負担している。海外法人の非上場株式である。同社は、理化学研究所の関連会社と説明を受けていたが、破産管財人の調査により、実在しない可能性が高いことが判明した。そこで、破産者に同社株式の購入を勧めた関係者に対し、不当利得返還請求等の訴訟を提起していたが、令和5年10月6日に裁判上の和解が成立し、同年10月16日に和解金700万円が入金された。
22	破産者はF氏に対し、5-15(BTC)、5-16(BCH)、5-17(現金)に関する請求権を有しており、訴訟を提起(5-15(BTC)と5-16(BCH)については一部請求)し、勝訴判決を取得した。その後、F氏からは、任意返済を受けられず、資産状態も不明であったため、破産管財人が債権者としてF氏の破産申立てを行い、F氏について破産手続が開始されたが、令和5年2月15日に異時廃止で終了した。
23	訴訟提起し、勝訴判決を取得した。その後、H氏からは、任意返済を受けられず、資産状態も不明であったため、破産管財人が債権者としてH氏の破産申立てを行い、H氏について破産手続が開始されたが、令和5年5月24日に異時廃止で終了した。
24	訴訟継続裁判所より、解決金50万円の支払いを受けることによりその余の請求を放棄する内容の和解勧誘を受けた。破産裁判所の許可を得て、令和4年9月28日に裁判上の和解が成立し、同年11月8日に解決金50万円が入金された。
25	MTGOXIに対する債権であるが、同社は民事再生手続に入っており、その再生計画による弁済を待っている。弁済時期は未定である。第三者名義で投資されていたが、資金の出元は破産者であることが判明したので、同人の承諾を得て破産管財人名義での債権届出とし、債権の存在は再生手続において認められている。令和7年3月、全額を回収した。

破産者 株式会社ビットマスター
破産管財人 伊藤 尚

収 支 計 算 書
(令和元年11月22日～令和7年6月27日)

(単位:円)

収入の部				支出の部			
コ	科目	金額	備考	コ	科目	金額	備考
1	予納金組入	111,243,177		51	租税公課	3,280,649	
2	現金回収	0		52	地代家賃	123,474	
3	預金回収	137,042		53	水道光熱費	2,351,323	
4	有価証券・出資金回収	274,795,640		54	別除権受戻費用	0	
5	仮想通貨換価	71,584,266		55	管財業務費用(旅費交通費)	4,012,942	※3
6	保険金・解約返戻金	862,863		56	管財業務費用(補助者報酬・調査費用等)	34,721,298	※4
7	貸付金等回収	293,260,088	※1	57	管財業務費用(郵送料印刷費等)	13,318,436	※5
8	車両売却	3,765,924	※2	58	管財業務費用(債権者管理システム)	11,313,940	※6
9	不動産売却	27,000,000		59	管財業務費用(その他)	11,737,686	※7
10	敷金等回収	368,000		60	管財人報酬	50,000,000	※8
11	什器備品・在庫等換価	875,090		61	最後配当費用	0	
12	その他収入	3,439,488	※9	62	最後配当金	0	
13	還付金	5,272,203	※10	63	財団債権(労働債権)支払	858,000	
14	受取利息	209,288		64	中間配当費用	7,768,872	
15	和解金	7,000,000	※11				

(中間配当金約315百万円支出前の数値である。)

差引残高	660,326,449
------	-------------

- 1 貸付金、仮払金、未収入金及びMTGOXに対する債権の回収金額を指す。
- 2 このうち金22,960円はリサイクル料の返金分である(前払費用)。
- 3 主として、管財人団が鹿児島に出張した費用等である。
- 4 公認会計士・税理士・社会保険労務士費用、BTCの調査やPC等機器の調査等のための専門家の費用である。
- 5 債権者への圧着葉書による通知の印刷費用・郵便料等である。
- 6 会員管理システムの利用料、システムを破産手続向けに変更するための外注費用等である。
- 7 仮想通貨売却手数料、書類等の送付費用、債権回収のための訴訟費用、その他の諸費用である。
- 8 令和2年9月9日裁判所決定、令和3年10月13日裁判所決定、令和5年11月22日裁判所決定、令和6年11月13日裁判所決定
- 9 ①破産者が有徳社等の水道光熱費を立て替えた分の入金分(支出の部の水道光熱費と両建て:1,090,226円)、②予納郵便代金の返金分(支出の部の管財業務費用(郵送料印刷費等)と両建て:907,800円)、③不動産売買に伴う固定資産税等の買主負担分精算金(支出の部の公租公課と両建て:190,053円)、④カナダ法律事務所からのデポジットの返金が主な内容であり、それらを控除すると、実際の外部からの入金は金28,691円である(プリンター保守料前払分の返金)
- 10 税金の還付、訴訟申立費用等の一部還付などである。
- 11 實在しない可能性が高い会社の株式を購入させられたとして、同社株式の購入を勧めた関係者に対し不当利得返還請求等の訴訟を提起していたが、700万円の支払いを受ける内容の和解が成立した。貸借対照表では「23 投資有価証券」に計上されている。